

(タンクの水張検査等)

第59条 前条第1項に規定する届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、消防長は、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。(う)(す)

条則

(タンクの検査等)

第17条 条例第59条第1項に規定する指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、消防長に申請書を提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請があつたときは検査を行い、その結果が条例第32条の4第2項第1号、第32条の5第2項第4号及び第32条の6第2項第2号に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、タンク検査済証を交付するものとする。(と)

3 第1項の申請書及び前項のタンク検査済証の様式は、危険物の規制に関する規則第6条の4に規定する例によるものとする。

(あ)(い)(え)(お)(か)(く)(た)

【解説】

本条は、危険物若しくは指定可燃物の貯蔵タンクの水圧検査、水張検査及び危険物の確認試験を申請者の申出により、一定の基準に基づいて検査又は試験を行うことができる旨を規定したものである。

上記の申請又は申出の際、広島市消防関係手数料条例に基づき所定の手数料を納付しなければならない。